

令和 5 年度 がん対策施策報告書

（ 越谷市がん対策推進条例第 16 条の規定に基づく報告 ）

令和 6 年（2024年） 9 月
越谷市

－ 目次 －

1	越谷市がん対策推進条例に関する令和5年度（2023年度）の取組み	1
1-1	がんの予防の推進等（第8条）	1
1-2	がんの早期発見の推進（第9条）	2
1-3	がん医療の充実等（第10条）	3
1-4	がん患者等の支援（第12条）	4
1-5	情報の収集及び提供（第13条）	5
1-6	その他の取組みと課題	6
2	関連データ	7
2-1	各がん検診の受診状況等（令和5年度）	7
2-2	各がん検診受診率（％）とがん発見者数（人）の推移	7
3	越谷市がん対策推進条例	9

令和5年度（2023年度）においては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に変更となったことに伴い、がん対策施策についても、感染症対策を実施しながら、コロナ禍前と同様の実施体制に戻りつつある。がん検診受診率についても、令和4年度よりも上昇した。

令和6年度（2024年度）においても、引き続き「感染症対策」と「がん対策」を併合した施策を推進し、市民の健康寿命の延伸を図る必要がある。

1 越谷市がん対策推進条例に関する令和5年度（2023年度）の取組み

1-1 がんの予防の推進等（第8条）

第8条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、小中学校におけるがんの予防につながる学習活動の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、職場におけるがんに関する正しい知識の普及及びがん検診の普及啓発に努めるものとする。

○喫煙

- ・受動喫煙の健康への影響や改正健康増進法の内容についてホームページ等で周知を行った。
- ・受動喫煙防止に係る通報を受け付け、必要に応じて飲食店や娯楽業施設、事業所等の調査、訪問、指導を行う体制を整備している。
- ・市内禁煙治療実施医療機関をホームページやチラシ等でPRした。
- ・肺の病気（COPD）セミナー（禁煙講座）を実施した。[実績：医師の講演1回／14人]
- ・禁煙を希望する人に、禁煙の個別指導を実施した。[実績：2人]
- ・二十歳のつどいで「たばこの害」についてのチラシを配付した。[実績：約3,100人]

○食生活

- ・生活習慣病の予防を目的とした健康づくりの講座や料理教室を開催した。[実績：健康づくりの講座（市民健康教室、糖尿病講座ほか）12回／206人、料理教室（ヘルシークッキング、男の料理教室、ヘルスメイトの料理教室ほか）28回／576人]

（料理教室で実習した献立）



○運動

- ・ハップちゃん体操公開練習を実施し、市民の健康づくりの推進を図った。
[実績：10回／82人]
- ・健康保持・増進のため健康体操教室を実施した。
[実績：54回／1,605人]
- ・生活習慣病についての予防と知識の普及のために講座「チームー3キロ」を実施した。
[実績：14回／201人]
- ・埼玉県コバトン健康マイレージ事業に参加し、市民の運動習慣の推進を図った。
[実績：9,089人（累計登録人数）]

○その他

- ・前立腺がんの予防について医師による講演会を実施した。
[実績：1回／18人]

○小中学校における教育

- ・小中学校において保健教育を実施した。
[実績：小学校6年生「生活のしかたと病気の予防」、中学校2年生「健康な生活と疾病の予防」、中学校毎年2校 くまがやピンクリボンによる「生命の授業（講演）」]

<今後の取組みと課題>

- ・望まない受動喫煙を防止するため、改正健康増進法に基づき、各種施設に対して適切な対応を図る。
- ・喫煙、食生活、運動その他の生活習慣とがん予防に関する知識の普及や啓発について、各種講演会や健康教室を引き続き実施する。

1-2 がんの早期発見の推進（第9条）

第9条 市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

○がんの早期発見

- ・毎年、検診の期間を同時期とすることにより、市民へがん検診の意識付けを行い、定期受診を推進した。
- ・検診対象者に個別勧奨通知を送付するとともに、検診未受診者へは、再勧奨通知を送付した。また、市民が受診しやすいよう特定健診と同時にがん検診が受診できる体制を整えた。
- ・がん検診推進事業として対象者へがん検診無料クーポン券を送付した。
- ・大腸がん検診（便潜血検査）
40歳以上を対象に個別検診を実施した。
（受診者数20,450人、受診率9.7%）
- ・胃がん検診（胃内視鏡検査又は胃部X線検査）
40歳以上を対象に個別検診を実施した。
（受診者数13,556人、受診率6.5%）
- ・子宮頸がん検診（子宮頸部の細胞診検査）
20歳以上の女性を対象に個別検診を実施した。
（受診者数10,681人、受診率7.4%）
- ・乳がん検診（視触診検査とマンモグラフィ検査）
35歳以上の女性を対象に個別検診と集団検診を実施した。
（受診者数5,943人、受診率10.1%）
- ・肺がん検診（胸部X線検査）
40歳以上を対象に個別検診と集団検診を実施した。令和5年度より、個別検診の自己負担額を減額し、実施期間を延長した。
（受診者数29,665人、受診率14.1%）

※受診率等の詳細については、2 関連データ（P.7）参照

○がん検診受診の普及啓発

- ・各種がん検診等の案内を掲載したポスター、チラシを市内医療機関、公共施設、大学に配架した。また、幼児健診にて保護者へチラシの配布、市と包括連携協定を締結した企業の協力を得て、市民へチラシを配布し、がん検診の受診勧奨を実施した。
- ・ホームページやSNS等様々なメディアを活用し、若年者を視野に入れたがん検診の普及啓発を行った。
- ・埼玉県健康づくり事業団と協力し、がん検診普及啓発のための懸垂幕を掲示した。
- ・ピンクリボン運動の（保健センターライトアップ）一環として、サンシティ前広場及び保健センターのライトアップを実施した。
- ・歯科健康フェア、市民まつりなど様々なイベントでチラシを配布し、がん検診の受診勧奨を実施した。



<今後の取組みと課題>

- ・がん検診受診の普及啓発において、周知方法や実施方法などを工夫し、さらなる受診率の向上を図る。
- ・地域全体でがん検診受診率の向上に取り組むために、引き続き民間企業との連携を図り、協力を得るよう努める。

1-3 がん医療の充実等（第10条）

第10条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携し、がん患者がそのがんの状態に応じた良質かつ適切ながん医療を受けることができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、埼玉県並びに保健医療関係者その他関係機関及び関係団体と連携し、がん患者の意向を勘案しつつ、その居宅において療養できるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

3 市は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定により提供を受けることができる情報を積極的に活用することにより、がん対策の充実に努めるものとする。

○医療体制の充実

- ・地域の医療機関相互のがん診療における連携として、がん医療の専門医療機関である拠点病院が地域の中核となり進められ、市内には地域がん診療連携拠点病院として獨協医科大学埼玉医療センターが国から指定されている。また、埼玉県がん診療指定病院として越谷市立病院が県から指定されている。地域がん診療連携拠点病院等は、患者の紹介、症例相談、地域における緩和ケアの提供などを通じて、地域連携を推進している。
- ・市内には、在宅療養支援診療所が19か所、在宅療養支援病院が1か所あり、そのうちがん患者に対する訪問診療を実施する「在宅がん医療総合診療」の届出を行っている医療機関15か所が、終末期のがん患者に対して往診及び訪問看護により24時間対応できる体制を確保し、在宅医療を行っている。
- ・市内の訪問看護ステーションは45事業所あり、在宅での医療を支えている。

○在宅医療・介護連携の推進

- ・平成28年度から越谷市医師会において医療と介護の連携窓口が設置され、医療と介護の連携に関する専門職からの相談を行っている。
- ・平成30年度からは越谷市の事業となり、引き続き連携窓口業務を委託し、医療関係者や介

護関係者からの在宅医療に関することや在宅での介護サービスの利用についてなどの相談業務を行い、関係機関の連絡調整等を行っている。

- ・切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を維持するため、在宅療養患者が急変（脱水や肺炎など）した際の入院先ベッドを市内の医療機関で確保していくための補助金を交付した。

〔実績：8回利用〕

- ・人生の最終段階における医療について家族等や医療介護関係者と話し合う「人生会議（ACP）」について普及啓発を実施した。

〔実績：市民向け講演会20回／689人〕

<今後の取り組みと課題>

- ・今後も、市民が安心して最期まで自宅等で療養生活が送れるよう、がん医療の充実等については、埼玉県をはじめ、越谷市医師会や市内医療機関等と連携を図る。

1-4 がん患者等の支援（第12条）

第12条 市は、がん患者及びその家族のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がん患者の社会生活及び職業生活に係る相談等がんに関する相談体制の充実その他のがん患者及びその家族の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、がん患者及びその家族で構成される団体その他の関係団体が行うがんの予防及び早期発見を推進する活動並びにがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動の支援に努めるものとする。

○越谷市立病院における相談体制

- ・令和5年10月より設置した患者サポートセンターにて、越谷市立病院外来及び入院患者並びに家族からの、がんに関する医療面・生活面などの相談を受け付けている。（医療費の支払い、介護保険制度の利用や退院後の在宅サービス、病院や施設への転院、社会保障制度等について）
- ・看護部に所属する「乳がん看護認定看護師」が中心となり、乳がん患者会（さくらんぼの会）を運営し、令和5年度は12回（毎月）実施。
- ・令和4年8月より「がん看護外来（保険診療）」を開設。専門看護師・認定看護師が、越谷市立病院に通院中のがん患者及び家族からの相談に応じている。

<今後の取組みと課題>

- ・越谷市立病院内における相談窓口や乳がん患者会等について、これまで以上に利用者への周知に努める。
- ・越谷市立病院外来及び入院患者並びに家族からの相談は一人ひとり内容が全く異なり、医療面だけではなく、心理面、金銭面、生活面など多種多様にわたる。これらに柔軟に対応するため相談を受ける職員の側でも、患者に最新情報を提供するための社会的な制度や在宅サービス、他医療機関等についての情報収集や、外部機関での研修等を通じて心のケアを含む相談技術の向上に努める必要がある。

○獨協医科大学埼玉医療センターの相談体制

- ・地域がん診療連携拠点病院として円滑に機能していくため、化学療法・緩和ケア・相談支援・がん登録・放射線治療など院内関連部門を包含して組織した「総合がんセンター」を中心として、地域の医療機関とも綿密な連携を図りながら、継続的に質の高いがん医療を提供する。
- ・就労に関する相談、患者やその家族が自由に語れるサロンの定期開催等の患者支援活動を実施している。

1-5 情報の収集及び提供（第13条）

第13条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がん医療に関する情報を収集するものとする。

2 市は、市民に対し、がん医療並びにがん患者及びその家族の支援に関する情報を提供するものとする。

○市民への情報提供

- ・国や県が作成したがんに関するパンフレット等
を関係機関に配布し、また、市のホームページ
から厚生労働省のホームページへアクセスでき
るようにするなど、広く情報提供を行った。
- ・県で行っている「がんワンストップ電話相談」
について、広報紙に情報を掲載し、広く情報提
供を行った。
- ・がん検診推進事業として、対象者へがん予防や
相談支援センターが記載されているがん検診手
帳を送付した。
- ・市立図書館と南
部図書室にそれ
ぞれ設置してい
るがん情報コー
ナーにおいて、が
ん関連本やチラ
シなどを配架し、
広く周知を行った。
- ・子宮頸がん対策の1次予防のワクチン接種とし
て、ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接
種の積極的勧奨の再開に伴い、定期接種対象と
なる中学1年生から高校1年生相当の女子とそ
の保護者へ学年ごとにワクチンの安全性や有効
性に関する情報提供の通知を送付した。また、
積極的勧奨が控えられていた年代にキャッチア
ップ接種実施の通知を送付した。

（市立図書館）



○埼玉県がん検診県民サポーター（※）の養成

- ・がん予防講演会や包括連携協定を締結した民間
企業の従業員向け講習会を開催し、参加者へ埼
玉県がん検診県民サポーター認定手帳を交付し
た。〔実績：3回／436人〕

※埼玉県がん検診県民サポーターは、家庭や地
域などの身近な方に対
して、草の根レベルでが
ん検診の受診勧奨を行
っている。



<今後の取組みと課題>

- ・国の動向を注視しつつ、県や関係機関と連携を
図りながら、がん医療に対する最新の情報を収
集し、市民に対してホームページやチラシ等で
情報提供する。
- ・本市と包括連携協定を締結した民間企業と協力
し、アンケート等を活用して、がん検診やがん
の支援等に関する情報を収集する。

1－6 その他の取組みと課題

○越谷市立病院における緩和ケアについて

- ・越谷市立病院内の医師・看護師・薬剤師等多職種からなる緩和ケア委員会が中心となり、チームを組んで院内の患者及び家族に対するケアを行っている。今後もより質の高い緩和ケアを提供できるよう委員会メンバーのスキルアップに努める。

○がん検診の先進的な水準の維持

- ・平成28年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正により、指針に基づく検診として胃内視鏡検査が追加されたが、本市においては、昭和36年から全国に先駆けて胃内視鏡検査による胃がん検診を実施している。今後も、がん検診の先進的な水準が維持されるよう、国の動向を注視しつつ、県や関係機関と連携を図りながら、がん医療に対する最新の情報取得に努める。

2 関連データ

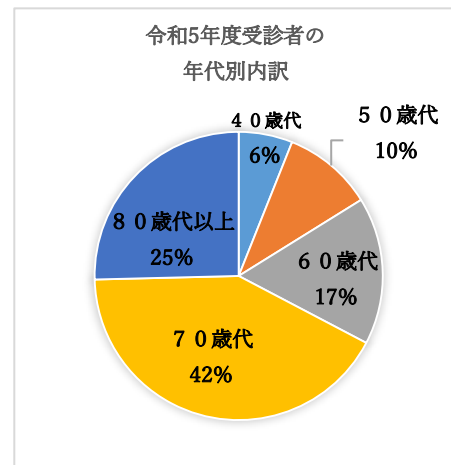
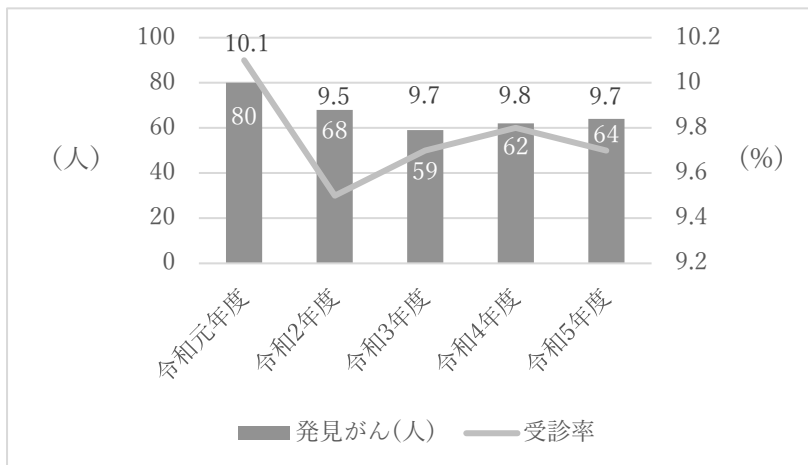
2-1 各がん検診の受診状況等（令和5年度）

検診名	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	要精密検査 (人)	がん 発見者数 (人)※
大腸がん検診	209,837	20,450	9.7	1,425	64
胃がん検診	209,837	13,556	6.5	672	50
子宮頸がん検診	145,210	10,681	7.4	165	10
乳がん検診	117,929	5,943	10.1	509	22
肺がん検診	209,837	29,665	14.1	706	17

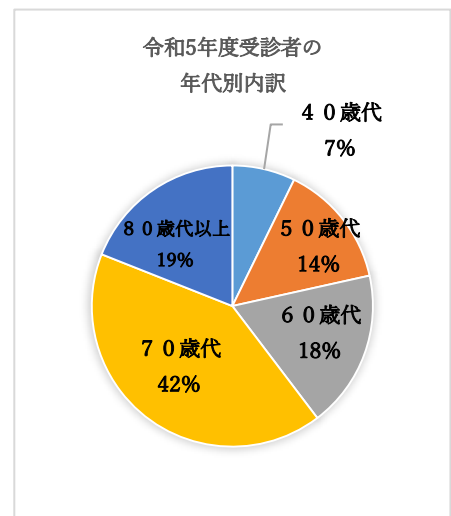
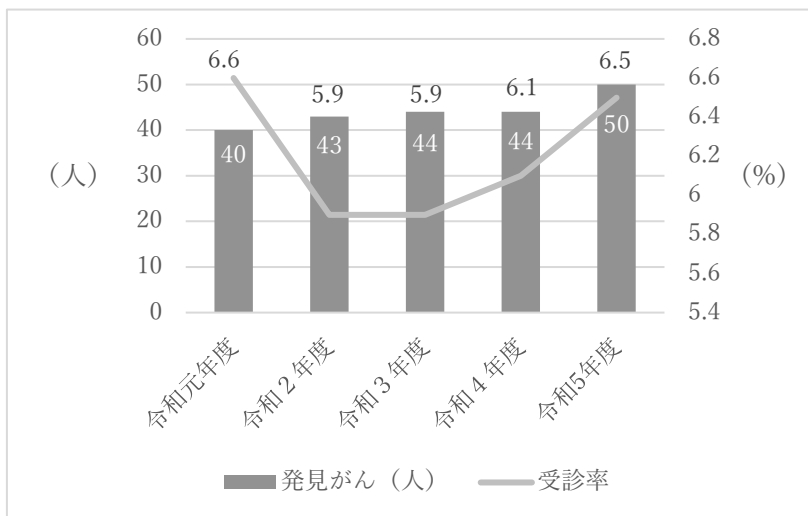
※がん発見者数は翌年4月末までの人数

2-2 各がん検診受診率（％）とがん発見者数（人）の推移

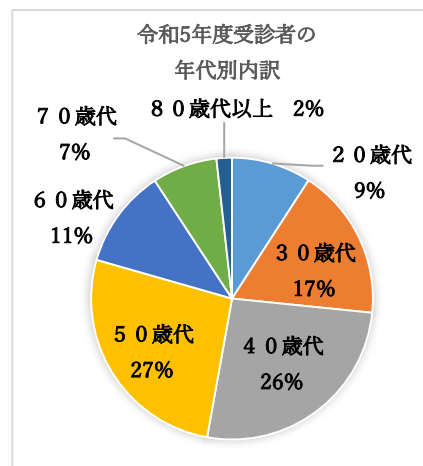
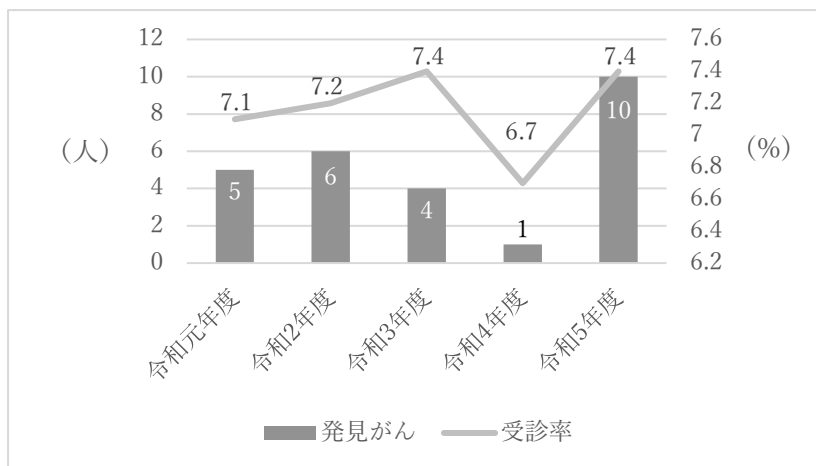
（1）大腸がん



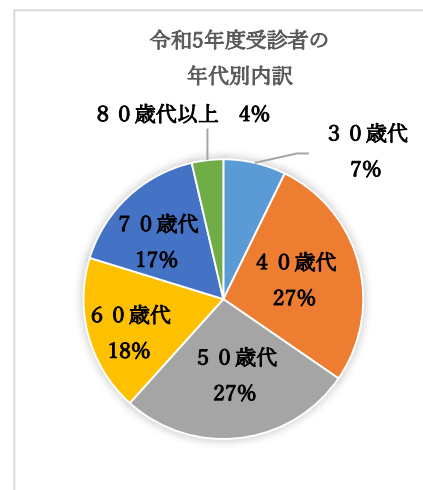
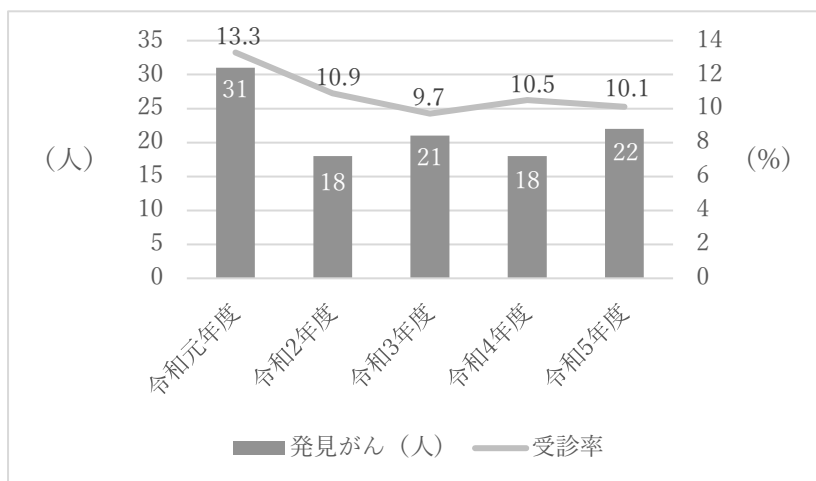
（2）胃がん



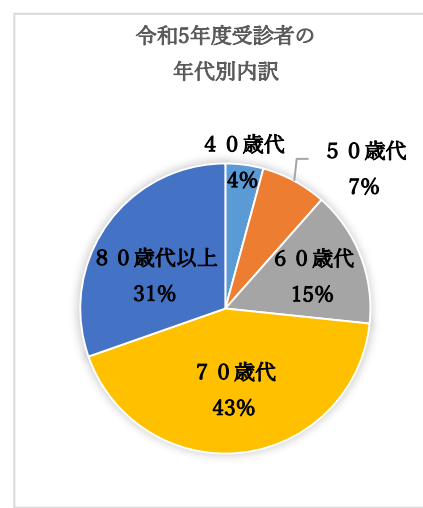
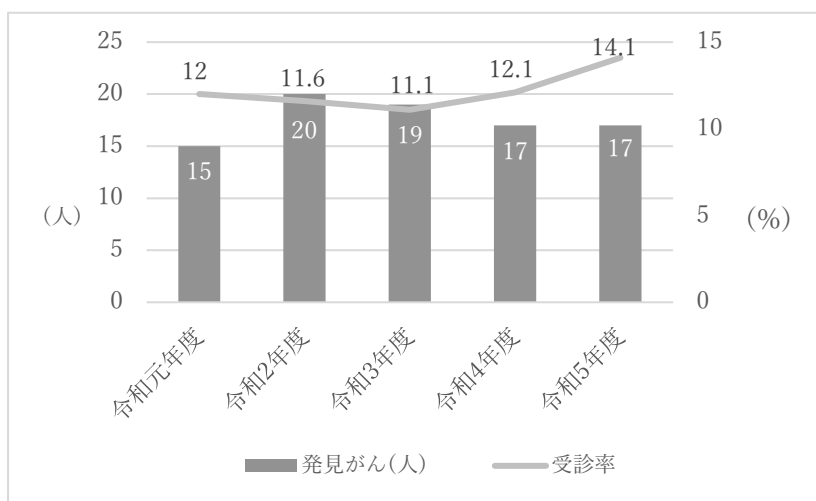
(3) 子宮頸がん



(4) 乳がん



(5) 肺がん



3 越谷市がん対策推進条例

平成28年9月30日

条例第39号

(目的)

第1条 この条例は、がんが市民の疾病による死亡の最大の原因となっている等、がんが市民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、がん対策に関し、市、保健医療関係者、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見並びにがん医療の充実その他のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が互いに支え合い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 医師その他の医療関係者並びにがんの予防及び早期発見に携わる者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (3) がん医療 科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。

(市の責務)

第3条 市は、国、埼玉県、保健医療関係者並びにがん患者及びその家族を支援することを目的とする活動を行う民間の団体その他の関係団体との連携を図りつつ、がん対策に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 前項の施策は、がん医療のほか、保健、医療、福祉、教育等幅広い観点からの検討を踏まえて策定されなければならない。

(保健医療関係者の責務)

第4条 保健医療関係者は、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うものとする。

2 保健医療関係者は、がん患者及びその家族に対し、積極的にこれらの者が必要とするがんに関する正確な情報を提供するものとする。

3 保健医療関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、市が実施するがん対策に関する施策に協力し、必要に応じ、がん検診を積極的に受けるよう努めるものとする。

(計画の策定等)

第7条 市長は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策に関する基本的な計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、計画を策定し、又は変更しようとするときは、市民及び保健医療関係者の意見が反映されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(がんの予防の推進等)

第8条 市は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、小中学校におけるがんの予防につながる学習活動の推進に関し必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、職場におけるがんに関する正しい知識の普及及びがん検診の普及啓発に努めるものとする。

(がんの早期発見の推進)

第9条 市は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の質の向上を図るために必要な施策及びがん検診に関する普及啓発その他のがん検診の受診率の向上を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療の充実等)

第10条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携し、がん患者がそのがんの状態に応じた良質かつ適切ながん医療を受けることができるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

2 市は、埼玉県並びに保健医療関係者その他関係機関及び関係団体と連携し、がん患者の意向を勘案しつつ、その居宅において療養できるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

3 市は、がん登録等の推進に関する法律（平成25年法律第111号）の規定により提供を受けることができる情報を積極的に活用することにより、がん対策の充実に努めるものとする。

(緩和ケアの充実)

第11条 市は、緩和ケア（がん患者の身体的若しくは精神的な苦痛の軽減又は社会生活上の不安の緩和等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実に図るために必要な環境の整備に努めるものとする。

(がん患者等の支援)

第12条 市は、がん患者及びその家族のがんの罹患に伴う負担の軽減に資するよう、がん患者の社会生活及び職業生活に係る相談等がんに関する相談体制の充実その他のがん患者及びその家族の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、がん患者及びその家族で構成される団体その他の関係団体が行うがんの予防及び早期発見を推進する活動並びにがん患者の療養生活の質の維持向上に資する活動の支援に努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第13条 市は、埼玉県及び保健医療関係者と連携を図りつつ、がん医療に関する情報を収集するものとする。

2 市は、市民に対し、がん医療並びにがん患者及びその家族の支援に関する情報を提供するものとする。

(先進的がん検診の推進)

第14条 市は、がん検診を実施するに当たっては、がんの早期発見及び検診率向上に資するために、その種類・方法等において、先進的な水準の維持に努めなければならない。

(財政上の措置)

第15条 市は、がん対策に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市議会への報告)

第16条 市長は、この条例に定める施策に関し、毎年1回、市議会に報告するものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。